

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
2. 過疎地域の企業誘致と雇用拡大を図るため、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置、及び事業用設備等に係る特別償却を延長すること。
3. 過疎地域の認定要件について、平成 27 年国勢調査の結果を踏まえた追加を行うなど、必要な見直しを行うこと。